

練馬区における孤独・孤立対策について

① 社会および国の動向

背景

- 社会構造の変化により、**家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。**
- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。

孤独・孤立対策推進法の成立・施行

・令和5年5月31日成立 令和5年6月7日公布 ・令和6年4月1日から施行

「**孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会**」、
「**相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会**」を目指す

- ・ 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする
- ・ 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる
- ・ **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
- ・ 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**

② 孤独・孤立の問題に対応するための推進機関

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

官・民・NPO等の連携を強化し、分野を超えて顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進する官民連携プラットフォームの構築が求められる。

参画する関係機関が対等に相互につながる「**水平的連携**」

官：横断的な庁内連携
民：多様な主体の参画

【取組例】

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発

→ **地域福祉計画推進委員会をプラットフォームに位置付ける**

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや趣向による対応が必要

関係者で連携し、当事者等の具体的な支援を検討できる場「**孤独・孤立対策地域協議会**」の設置が求められる

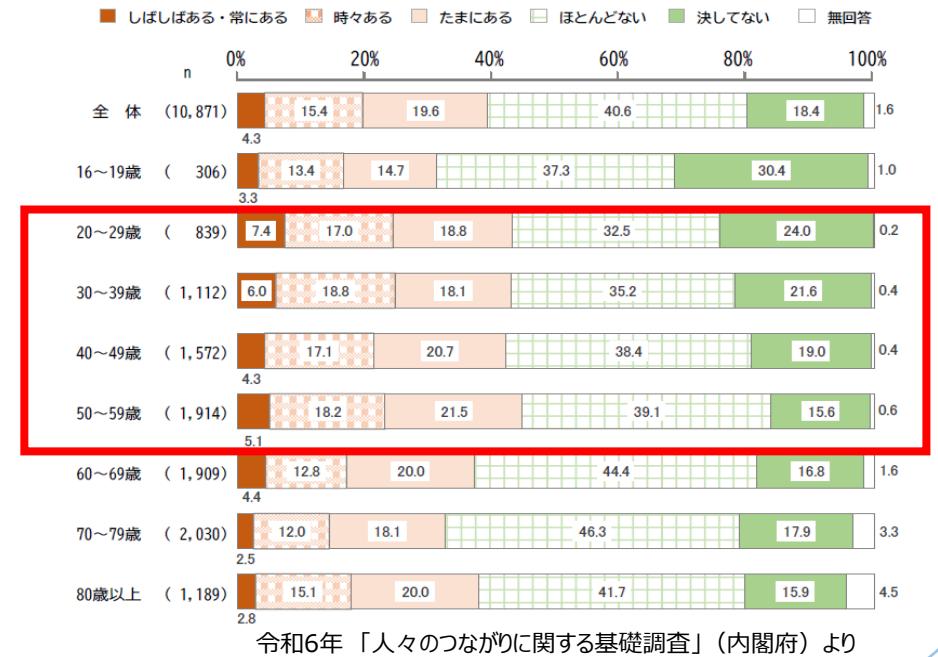
当事者等への具体的な支援内容について、関係機関が個人情報を共有しながら協議できる既存の会議体の活用を検討

③ 孤独・孤立対策について

国による孤独・孤立実態調査

- 孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」との回答割合が、20代～50代で高い。
- 「たまにある」との回答を含めると、50代が最も高い。

【年齢階級別孤独感】



高齢者より比較的若い世代での孤独・孤立が顕在化

「収入（経済状況）」や「日常的な相談相手の有無」が孤独・孤立感の高さに関連している。

就労世代（20代～50代）の課題

社会の変化

- 家族や地域とのつながりが希薄化
- 働き方の多様化・流動化

生活困窮をはじめとした不安・悩みが表面化

就職氷河期世代（40～50代）
就職困難だったことによりキャリア形成・経済的自立に課題がある。
将来の生活設計が立てにくく、孤独・孤立のリスクが高いことから、国も支援を強化

練馬区での支援機関の例

50代からの相談が増加している

